

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

平成28年8月22日

日本製粉株式会社

平成28年 8 月22日

株式交換に係る事前開示事項

東京都千代田区麴町四丁目 8 番
日本製粉株式会社
代表取締役社長 近藤 雅之

当社は、平成28年11月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、東福製粉株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行います。会社法第794条第 1 項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第 1 項）

当社および東福製粉株式会社が平成28年 8 月 4 日付で締結した株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

2. 会社法第768条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第 1 号）

別紙 2 をご参照ください。

3. 会社法第768条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第 2 号）

株式交換完全子会社となる東福製粉株式会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の

会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社および東福製粉は、平成28年8月4日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、東福製粉を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第4号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社および東福製粉は、平成28年8月4日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、東福製粉を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

日本製粉株式会社（以下「甲」という。）と東福製粉株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。但し、平成 28 年 8 月 11 日付で予定されている甲の定款変更の効力発生後の甲の住所は、東京都千代田区麹町 4 丁目 8 番となる。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：日本製粉株式会社

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 27 番 5 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：東福製粉株式会社

住所：福岡県福岡市中央区那の津四丁目 9 番 20 号

第3条 （株式交換に際して割当交付する株式）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の合計数に 0.1 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.1 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って各本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 資本金 | 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条第 1 項に規定する株主資本等変動額 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第5条 (株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成 28 年 11 月 1 日とする。ただし、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議して合意のうえ、これを変更することができる。

第6条 (株式交換契約の承認株主総会)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、同法第 796 条第 3 項の規定により、本契約に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成 28 年 9 月 21 日開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会の開催日を変更することができる。

第7条 (乙による自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において乙が保有する自己株式（会社法第 785 条の規定に基づく乙の反対株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第8条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意のうえ、これを行う。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 第 6 条第 1 項ただし書に規定する場合において、効力発生日の前日までに、同ただし書に定める甲の株主総会の承認が得られない場合

- (2) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (3) 次条に従い本契約が解除された場合
- (4) 本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合

第10条 (株式交換条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議して合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第11条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議して合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年8月4日

甲：東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
日本製粉株式会社
代表取締役社長 近藤 雅之



本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年8月4日

乙：福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号
東福製粉株式会社
代表取締役社長 池井 一海





会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	東福製粉 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.1
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：485,261株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

東福製粉株式会社(以下「東福製粉」といいます。)の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.1株を割当交付します。ただし、当社が保有する東福製粉の普通株式5,100,000株(平成28年6月30日現在)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が東福製粉の発行済株式(ただし、当社が保有する東福製粉の普通株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における東福製粉の株主の皆様(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有する東福製粉の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当交付いたします。当社の交付する株式は、全てその保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。なお、東福製粉は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、東福製粉が保有する自己株式および基準時の直前時までに東福製粉が保有することとなる全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)を、基準時の直前時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数については、東福製粉による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている東福製粉の株式が1,000株未満である東福製粉の株主の皆

様は、当社の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引所市場においては売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買取することを請求し、これを売却することができる制度です。

単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項および当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の数とあわせて1単元となる数の普通株式を売渡すことを請求し、買増することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる東福製粉の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠および理由

当社および東福製粉は、本株式交換に用いられる上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、下記2.(3)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は第三者算定機関として野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、また、法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を、一方、東福製粉は第三者算定機関としてF Aソリューションズ株式会社(以下「F Aソリューションズ」といいます。)を、また、法務アドバイザーとして林法律事務所をそれぞれ選定いたしました。

当社は、下記2.(3)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村証券から平成28年8月4日付で受領した株式交換比率に関する算定書、佐藤総合法律事務所からの助言、および東福製粉に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社および東福製粉の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

東福製粉は、下記2.(3)「公正性を担保するための措置」および2.(5)

「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるF Aソリューションズから平成28年8月4日付で受領した株式交換比率に関する算定書、林法律事務所からの助言、支配株主である当社と利害関係を有しない東福製粉の社外監査役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ている浅田晃洋氏および柴田浩希氏から平成28年8月4日付で受領した本株式交換に関する東福製粉の決定が東福製粉の少数株主の皆様にとって不利益なものでないと判断される旨の意見書、および当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に協議・検討致しました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社および東福製粉の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、当社および東福製粉は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率に関する算定書およびそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年8月4日開催のそれぞれの取締役会において、本株式交換を行うことを決議し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称および上場会社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券および東福製粉の第三者算定機関であるF Aソリューションズはいずれも、当社および東福製粉から独立した算定機関であり、当社および東福製粉の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

当社は、平成28年6月29日開催の定時株主総会に、平成28年10月1日を効力発生日とする単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および株式併合（2株を1株へ併合）に関する議案を付議し、承認可決されております。かかる単元株式数の変更および株式併合（以下「本株式併合」といいます。）は、平成28年10月1日に本株式交換に先んじて効力を生じる予定です。したがって、本株式交換に係る算定結果は本株式併合前の当社の株式価値を基にした算定結果と本株式併合後の当社の

株式価値を基にした算定結果の両方を記載しております。

野村證券は、当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成28年8月2日を基準日として、算定基準日の株価終値、平成28年7月27日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成28年7月4日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成28年5月6日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、および平成28年2月3日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を採用して算定を行いました。

東福製粉については、同社が福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成28年8月2日を基準日として、平成28年7月27日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成28年7月4日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成28年5月6日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、および平成28年2月3日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を、また東福製粉には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の東福製粉株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.106～0.109（本株式併合前）
	0.053～0.054（本株式併合後）
類似会社比較法	0.189～0.205（本株式併合前）
	0.095～0.102（本株式併合後）
DCF法	0.109～0.218（本株式併合前）
	0.055～0.109（本株式併合後）

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、東福製粉およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成28年8月2日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、東福製粉の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした東福製粉の将来の財務見通しにおいて、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には平成29年3月期において、東福製粉が平成28年5月13日公表の平成28年3月期決算短信において公表しているとおり、個人消費の動向や価格競争の激化による粗利の低下などにより連結営業利益2百万円、連結経常利益13百万円および親会社株主に帰属する当期純利益10百万円を見込んでおります。一方、平成30年3月期においては、連結営業利益32百万円、連結経常利益46百万円および親会社株主に帰属する当期純利益34百万円を見込み、対前年度比較で大幅な増益を見込んでおります。

FAソリューションズは、複数の算定手法の中から株式交換比率の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社については、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、市場株価法（平成28年8月2日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値および直近6ヶ月間の終値単純平均値）を採用し、東福製粉については、福岡証券取引所に上場していることから、市場株価法（平成28年8月2日を算定基準日として、福岡証券取引所における直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値および直近6ヶ月間の終値単純平均値）、東福製粉と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が存在することから類似会社比較法、および東福製粉の事業計画における収益や投資計画を反映した評価を行うためDCF法の各手法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

各算定手法による当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の東福製粉株式の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.106～0.109（本株式併合前）
	0.053～0.054（本株式併合後）
類似会社比較法	0.126～0.138（本株式併合前）
	0.063～0.069（本株式併合後）
DCF法	0.185～0.205（本株式併合前）
	0.092～0.102（本株式併合後）

FAソリューションズは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、東福製粉およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。FAソリューションズの株式交換比率の算

定は、平成28年8月2日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、東福製粉の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、FAソリューションズがDCF法による算定の前提とした東福製粉の将来の財務見通しにおいて、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には平成29年3月期において、東福製粉が平成28年7月15日に「特別損失（投資有価証券評価損）の計上に関するお知らせ」において公表しているとおり、投資有価証券評価損を32百万円計上しているため、連結営業利益13百万円、連結経常利益29百万円および親会社株主に帰属する当期純損失2百万円を見込んでおります。一方、平成30年3月期においては、連結営業利益13百万円、連結経常利益26百万円および親会社株主に帰属する当期純利益18百万円を見込み、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。

（３）公正性を担保するための措置

本株式交換は、当社が既に東福製粉の発行済株式総数の51.00%を保有する親会社であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの株式交換比率に関する算定書の取得

当社は、当社および東福製粉から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、平成28年8月4日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記2.（１）「算定に関する事項」をご参照下さい。

一方、東福製粉は、当社および東福製粉から独立した第三者算定機関であるFAソリューションズを選定し、平成28年8月4日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記3.（２）「算定に関する事項」をご参照下さい。

なお、当社および東福製粉は、いずれも、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、当社は佐藤総合法律事務所を、東福製粉は林法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、佐藤総合法律事務所および林法律事務所は、いずれも当社および東福製粉から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

（５）利益相反を回避するための措置

当社は既に東福製粉の議決権5,100個（平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数9,918個に、単元未満株式に係る議決権の数34個を加えた議決権の数9,952個に占める割合にして51.24%）を保有し、東福製粉は当社の連結子会社に該当することから、上記（4）の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のよう な措置を講じております。

東福製粉における、利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

東福製粉の取締役のうち、野上英一氏は本再出資を予定しており、また、池井一海氏は当社の顧問を、田中康紀氏は当社の理事を、山口鎮雄氏は当社の常務執行役員を兼務しており、東福製粉と利益が相反する可能性が否定できないことから、東福製粉における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するため、まず、野上英一氏ならびに池井一海氏、田中康紀氏および山口鎮雄氏を除く東福製粉の取締役1名において審議のうえ、上記決議を行った後、更に、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、野上英一氏ならびに池井一海氏、田中康紀氏および山口鎮雄氏を含む取締役全員にて改めて審議し、その全員一致で上記決議を行っております。また、副島久靖氏を除く監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、利益相反の疑いを回避し、本株式交換の公正性を担保する観点から、野上英一氏ならびに池井一海氏、田中康紀氏および山口鎮雄氏は東福製粉の立場において本株式交換に係る当社との協議・交渉には参加しておりません。また、監査役のうち当社の従業員を兼務している副島久靖氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、取締役会に出席しておりません。

東福製粉における、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

東福製粉の取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性および透明性を担保するために、当社と利害関係を有しない東福製粉の社外監査役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ている浅田晃洋氏および柴田浩希氏に対し、福岡証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換の実施にかかる決定が東福製粉の少数株主にとって不利益なものでないといえるかについて、諮問を行いました。

浅田晃洋氏および柴田浩希氏は、かかる検討にあたり、（i）東福製粉から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、東福製粉の業績、企業価値の内容ならびに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯および決定過程等について説明を受け、（ii）F Aソリューションズから、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受け、（iii）林法律事務所から、本株式交換に係る東福製粉の取締役会の意思決定の方法および過程に関する説明を受けております。同氏らは、上記関係者から受けた説明の内容やF Aソリューションズが作成

した株式交換比率に関する算定書その他の本株式交換に関連する各種資料を慎重に検討した結果、本株式交換の実施にかかる決定は東福製粉の少数株主にとって不利益でない旨の意見書を平成28年8月4日付で東福製粉の取締役会に提出しています。

3. 当社の資本金および資本準備金の額に関する事項

当社の本日現在の資本金および資本準備金の額は次の通りです。

資本金：	12,240百万円
資本準備金：	10,666百万円
利益準備金：	3,060百万円

また、本株式交換により増加する資本金及び準備金の額は次のとおりです。

増加する資本金：	0円
増加する資本準備金：	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金：	0円

上記処理は、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本政策にも合致する相当なものと考えております。

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(平成27年10月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、決算期変更（9月30日から3月31日へ変更）に伴い、6ヶ月の変則決算となるため、本文中の記載については、全般業績の前期比較を記載しておりません。

当連結会計年度（平成27年10月1日～平成28年3月31日）におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善など全体的に景気は緩やかな回復傾向となりましたが、個人消費については消費者マインドに足踏みが見られる中、消費者物価の上昇による家計への負担増大等により、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

製粉業界におきましては、海外穀物相場の値下がりにより原料価格などは値下がり傾向にあるものの、依然として低価格志向を背景とした販売競争は続いております。また、さらに消費者の「食に対する安全・安心」への関心は一層高まっております。

このような中、当社グループは、新規取引先の開拓や微粉碎全粒粉など新製品の開発等による販売力の強化並びに製造効率の向上やコスト削減等により収益改善に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は18億1百万円、営業利益は2千1百万円、経常利益は3千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3千7百万円となりました。

また、当社グループは、従来「製粉事業」、「不動産賃貸事業」の2事業を事業セグメントとしておりましたが、前連結会計年度における鹿児島事業所の土地の一部及び建物の売却に伴い、「製粉事業」の単一セグメントとなりました。

製粉事業の売上高の内訳は以下のとおりであります。

主力の小麦粉は、新規取引先の拡充など販売強化に努めましたものの既存取引先への販売数量の減少など厳しい販売環境下でありましたので、売上高は9億8千8百万円となりました。

副製品のふすまは、生産数量の減少に伴う販売数量の減少や販売単価の値下げ等がありましたので、売上高は8千6百万円となりました。

ミックス粉は、販売数量の減少や販売競争の激化による価格の引き下げ等がありましたので、売上高は5千1百万円となりました。

商品は、穀類等の販売に努めた結果、売上高は6億7千3百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第91期 平成25年9月期	第92期 平成26年9月期	第93期 平成27年9月期	第94期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売上高(百万円)	3,316	3,344	3,190	1,801
経常損益(百万円)	42	△ 4	△ 150	36
親会社株主に帰属する 当期純損益(百万円)	29	△ 10	43	37
1株当たり当期純損益(円)	2.94	△ 1.07	4.35	3.72
総資産(百万円)	4,067	4,425	4,227	3,607
純資産(百万円)	1,753	1,759	1,825	1,808

- (注) 1. 「経常損益」、「親会社株主に帰属する当期純損益」及び「1株当たり当期純損益」の△印は、損失を示します。
2. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除後）により算出しております。
3. 第92期は、円安等の影響による原材料や電力料等のコストの上昇に加え、低価格志向を背景とした販売競争の激化により損失計上となりました。
4. 第94期（平成28年3月期）につきましては、決算期変更により平成27年10月1日から平成28年3月31日までの6ヶ月間となっております。
5. 第94期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「1.(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
日本製粉株式会社	12,240百万円	51.23%	商品・原料の仕入販売

当社は、商品・原料の仕入及び製品の販売並びに借入を行っております。

仕入・販売においては、取引価格の条件決定に当たり、市場価格を勘案し都度

協議の上決定しております。また借入においては、借入条件の決定に当たり、市場金利を勘案の上合理的に決定しております。

当社取締役会は、これらの取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認した上で、その取引ごとの適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 大江商店	40百万円	100%	食品卸売事業

当社は、子会社に対し製品・商品を販売しており、販売価格の取引条件の決定に当たっては、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

③ その他

連結対象子会社は、上記②記載の1社であり、持分法適用会社が1社あります。

(6) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題といたしましては、少子高齢化や消費税増税の影響により個人消費が低迷する中、営業力の強化と製造コストの削減に注力し、さらに信用リスク面での対応を強化し利益の確保を進めてまいります。また、お客様の立場に立ちコンプライアンスを重視した安全・安心のある製品の提供に努めてまいります。

製粉部門におきましては、基本施策として次の事項を柱に利益計画を遂行してまいります。

- ①原料小麦及び製品在庫の最小化に努める。
- ②食品企業の基本である「安全で安心な製品」の製造を行う。
- ③製造効率の向上に努める。
- ④日本製粉株式会社の子会社化に伴い、同社との一層の連携を進め、提携効果の発揮に努める。

管理面におきましては、内部統制の基本方針に基づく適正な運用を行い、より信頼される財務諸表の作成に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、製粉事業として小麦粉、ふすま、ミックス粉、麺類等の小麦その他農産物を原料とする物品の製造及び販売を主たる業務とし、倉庫業も行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

当 社	本 工 社	場	福岡市中央区 福岡市中央区
子会社（株式会社大江商店）	本 社		福岡市中央区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
40 名	△ 3 名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35 名	△ 3 名	41.4 歳	13.3 年

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	371
株式会社西日本シティ銀行	350
株式会社福岡銀行	350
日本政策金融公庫	78
日本製粉株式会社	50
株式会社北九州銀行	40
農林中央金庫	40

(11) その他企業集団の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
(2) 発行済株式の総数 9,953,536株 (自己株式 46,464 株を除く。)
(3) 株主数 569名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本製粉株式会社	5,100	51.23
野上英一	1,004	10.09
木徳神糧株式会社	347	3.49
MSIP CLIENT SECURITIES	323	3.25
DEUTSCHE BANK AG LONDON- PB NON-TREATY CLIENTS613	240	2.41
東福製粉取引先持株会	216	2.18
三井住友信託銀行株式会社	170	1.71
株式会社西日本シティ銀行	170	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	145	1.46
株式会社福岡銀行	143	1.44

(注) 1. 持株比率は、自己株式46,464株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
池 井 一 海	代表取締役社長 営業部門兼研究開発部門 社長執行役員 担当	
野 上 英 一	取締役会長	東福互光(株) 取締役
田 中 康 紀	取 締 役 製造部門兼業務部門担当 専務執行役員	日本製粉(株) 理事 (株)大江商店 取締役
山 口 雄 治	取 締 役 管理部門、関連事業部門 執 行 役 員 担当	(株)大江商店 監査役
山 口 鎮 雄	取 締 役	日本製粉(株) 執行役員西日本事業場管掌
大 庭 良 三	取 締 役	
中 路 節	監 査 役（常 勤）	
浅 田 晃 洋	監 査 役	東福互光(株) 代表取締役社長 互光建物管理(株) 代表取締役社長
柴 田 浩 希	監 査 役	柴田浩希公認会計士・税理士事務所代表
浜 岡 淳 一	監 査 役	伊藤製パン(株) 専務取締役

- (注) 1. 取締役大庭良三氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役浅田晃洋氏及び柴田浩希氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役柴田浩希氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役大庭良三氏及び監査役浅田晃洋氏並びに柴田浩希氏は、福岡証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (1 名)	15,840千円 (210千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	4,500千円 (1,260千円)
合 計	8 名	20,340千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成5年12月17日開催の第71期定時株主総会決議において年間を通じ月額800万円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、昭和59年12月20日開催の第62期定時株主総会決議において年

間を通じ月額150万円以内と決議いただいております。

4. 無報酬の取締役が1名、監査役が1名いるため、支給員数と相違しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 大庭良三

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席状況 4回開催中4回出席

発言状況 主に九州市場の食糧・食品部門の豊富な知識を活かし経営上有意義な指摘・意見を発言しております。

② 監査役 浅田晃洋

ア. 重要な兼職先と当社との関係

持分法適用会社である東福互光(株)の代表取締役を兼任しております。

当社は、東福互光(株)へ商品の販売を行っており、東福互光(株)は、当社の警備及び事務所等の清掃業務を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席状況 9回開催中4回出席

発言状況 主に経営者の立場から適宜発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席状況 8回開催中5回出席

発言状況 主に経営者の立場から適宜発言を行っております。

③ 監査役 柴田浩希

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席状況 9回開催中6回出席

発言状況 主に公認会計士及び税理士の立場から適宜発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席状況 8回開催中7回出席

発言状況 主に公認会計士及び税理士の立場から適宜発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役並びに社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を平成28年4月7日付で締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	報酬等の額	11,400千円
②	当社及び当社連結子会社が支払うべき金額 その他の財産上の利益の合計額	11,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①にはその合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役全員の同意を得た上で、当該会計監査人を解任します。また、監査役会は、会計監査人の独立性と専門性、会計監査人の監査業務の適切性と効率性を勘案し、解任又は不再任に関する議案の内容の決定を行います。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

新日本有限責任監査法人は、金融庁から、平成27年12月22日付で、社員の過失による虚偽証明をしたこと及び同監査法人の運営が著しく不当と認められたことにより、平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務停止処分を受けました。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの役員、従業員が法令及び定款を遵守するため、「東福製粉グループの行動規範」を作成し、「安全で安心できる製品の製造と提供」を実行できる体制を整え、またリスク・コンプライアンス部会を組織するとともに内部通報制度を設置し、法令等の遵守の監視並びに規律の徹底を図っております。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な会議の議事録及び稟議書等の情報は、法令及び当社文書管理規程に従い保存並びに維持管理しております。

なお、取締役並びに監査役は、これらの情報を必要に応じて自由に利用できる体制になっております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を定め、毎月開催される経営会議の中に併設するリスク・コンプライアンス部会が、リスク監視結果の分析・報告を行いリスク回避または最小化を図っております。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務執行を効率的かつ適正に行うため、内部統制評価部会を設置し、統制システムの監視、評価、改善を行い、経営会議の中で報告しております。また、品質目標及び利益計画を毎年策定し、取締役及び従業員が統一目標の下、迅速かつ適切な情報伝達による効率化を図っております。

さらに適切な役割分担と権限の委譲により迅速な活動ができるよう職務分掌権限規程の周知徹底を図っております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループに対する取締役または監査役の兼務による情報の共有及び指導により業務の適合性を図り、当社企業グループが同レベルの内部統制ができるよう業務の適正化を図っております。また、当社企業グループの監査及び監視については、双方の監査役並びに会計監査人と緊密な連携を図っております。

子会社からの報告体制につきましては、「グループ会社管理規程」に定めており、子会社取締役会における四半期ごとの報告内容を当社にも報告しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、総務部内に設置しております監査役会事務局より特定の従業員を選任し、独立性をもってその職務に当たることとしております。
選任されたその特定の従業員が、監査役または監査役会より職務の補助または代行を求められた場合、その職務に対し取締役等の指揮命令を受けないものとしております。さらに選任された従業員が人事考課等において不利益な扱いを受けないようまた任命及び異動を行う場合は、監査役の事前の同意を得る等、その独立性を確保しております。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、いかなる社内会議にも出席することができ、取締役及び従業員は、求められた場合その場において、業務の執行及び進捗状況を報告しております。又、子会社の取締役等も面談等の機会を通じて報告を行っております。ただし、当社及び子会社いずれにおいても、緊急を要する場合は随時、報告しております。当社では、当該報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を通知しております。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を負担しております。
- ⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査が実効的に行われるよう、7) 監査計画の独立性、イ) 監査役監査及び情報収集のための権限、ウ) 監査役に対する取締役及び従業員の報告義務、エ) 監査役会の補助的役割を行う者の身分並びに独立性を明確にし、監査役会は取締役及び従業員の業務執行の根拠として法令及び定款に適合していることの検証を行っております。
- ⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施し、経営会議及び取締役会において、その内容を報告しております。

す。その調査の結果、判明した問題点につきましては是正処置を講じ、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当連結事業年度においては、取締役会を9回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の確認等を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、業績及び経営環境を考慮し、内部留保の充実に意を用いると共に安定的な配当の継続を基本としております。具体的施策といたしましては、経営方針に従い品質管理基準を徹底し、営業力の強化、コストの削減及び業務・製造効率の向上を図り、配当可能利益の確保に努めております。

当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。次期の剰余金の配当につきましても市場環境及び業績見通しを勘案いたしまして無配を予定しております。

株主の皆様には、何卒事情ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。当社といたしましては、引き続き業績の回復に全力をもって取り組み、復配できますよう努力してまいります所存でございます。

8. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と実効性確保のための体制

当社は、反社会的勢力に対し「恐れない」「利用しない」「金を出さない」を厳守し、毅然とした態度で臨むことを基本姿勢としております。

反社会的勢力に対抗するものとしては、初期の段階から暴力追放運動推進センターや警察当局と連携をとりながら事を公にして対処することとしております。

反社会的勢力の排除に向けては、暴力団排除責任者を選任し、不当行為に対する対応講習を受講する等の教育措置を講じております。

社内の周知については、「行動規範」「知能犯対応マニュアル」を作成し、全員に配布するとともに、周知や行動の状況を監視し、その状況が把握できる体制を整えております。

(注) 本事業報告における金額及び株数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,774,374	流動負債	1,667,390
現金及び預金	749,055	支払手形及び買掛金	321,425
受取手形及び売掛金	403,884	短期借入金	1,201,000
商品及び製品	251,006	1年内返済予定の長期借入金	8,807
原材料及び貯蔵品	368,933	リース債務	6,640
繰延税金資産	1,041	未払金	53,157
その他	3,625	未払法人税等	2,788
貸倒引当金	△ 3,173	賞与引当金	13,801
		その他	59,769
固定資産	1,833,085	固定負債	131,166
有形固定資産	947,922	長期借入金	69,253
建物及び構築物	353,358	リース債務	4,701
機械装置及び運搬具	449,868	繰延税金負債	55,770
土地	122,308	退職給付に係る負債	1,441
リース資産	4,899		
その他	17,487		
無形固定資産	5,824		
リース資産	5,824		
		負債合計	1,798,557
投資その他の資産	879,339	(純資産の部)	
投資有価証券	691,276	株主資本	1,779,547
破産更生債権等	60,597	資本金	500,000
繰延税金資産	8,330	資本剰余金	67,876
退職給付に係る資産	106,026	利益剰余金	1,215,909
その他	62,403	自己株式	△ 4,237
貸倒引当金	△ 49,295	その他の包括利益累計額	29,354
		その他有価証券評価差額金	29,354
		純資産合計	1,808,902
資産合計	3,607,459	負債・純資産合計	3,607,459

連結損益計算書

(平成27年10月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,801,124
売 上 原 価		1,553,303
売 上 総 利 益		247,821
販売費及び一般管理費		226,303
営 業 利 益		21,518
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,816	
持分法による投資利益	15,293	
そ の 他	1,885	20,996
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,940	
そ の 他	13	5,953
経 常 利 益		36,560
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	77	77
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	826	826
税金等調整前当期純利益		35,811
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	1,449 △ 2,652	△ 1,202
当 期 純 利 益		37,014
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		37,014

連結株主資本等変動計算書

（平成27年10月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	500,000	67,876	1,178,894	△ 4,059	1,742,711
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			37,014		37,014
自 己 株 式 の 取 得				△ 177	△ 177
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	37,014	△ 177	36,836
当連結会計年度期末残高	500,000	67,876	1,215,909	△ 4,237	1,779,547

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	82,876	82,876	1,825,587
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			37,014
自 己 株 式 の 取 得			△ 177
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 53,522	△ 53,522	△ 53,522
連結会計年度中の変動額合計	△ 53,522	△ 53,522	△ 16,685
当連結会計年度期末残高	29,354	29,354	1,808,902

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社
名 称 株式会社大江商店

- ② 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 1社
名 称 東福互光株式会社

- ② 持分法を適用していない非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(3) 連結決算日の変更に関する事項

当連結会計年度より、当社及びすべての連結子会社は、決算日を3月31日に変更し、同時に連結決算日を9月30日から3月31日に変更しております。この変更は、親会社である日本製粉株式会社の決算期に統一することにより、効率的な連結事業運営を推進することを目的とするものであります。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法で処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

たな卸資産

製品・商品・原材料・貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

製粉事業に係る建物・機械装置については定額法、その他の有形固定資産は、定率法を採用しております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した32.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が2,873千円、法人税等調整額が1,940千円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が932千円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保提供資産

建物及び構築物	352,773千円
機械装置及び運搬具	448,599千円
土地	91,516千円
投資有価証券	5,150千円
計	898,039千円

担保に係る債務

短期借入金	450,000千円
長期借入金(注)	78,060千円
合計	528,060千円

(注) 長期借入金の中には、1年内返済予定額が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,057,412千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,000,000株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

自己株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	45,119株	47,384株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 2,265株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金等に係る顧客の信用リスクに対しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式の市場価格の変動リスクに対しては、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、その全てが一年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営

業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金の流動性リスクは、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2.参照）

	連結貸借対照表 計上額(*1)(千円)	時 価(*1) (千円)	差 額 (千円)
① 現金及び預金	749,055	749,055	—
② 受取手形及び売掛金	403,884	403,884	—
③ 投資有価証券(注2)	278,974	278,974	—
④ 破産更生債権等 貸倒引当金(*2)	60,597 △49,295		
	11,301	11,301	—
⑤ 支払手形及び買掛金	(321,425)	(321,425)	—
⑥ 未 払 金	(53,157)	(53,157)	—
⑦ 未払法人税等	(2,788)	(2,788)	—
⑧ 短期借入金	(1,201,000)	(1,201,000)	—
⑨ 長期借入金(1年内含む)	(78,060)	(80,688)	2,628
⑩ リース債務(1年内含む)	(11,342)	(11,371)	29

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 破産更生債権等については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

④ 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥未払金、⑦未払法人税等、⑧短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑩ リース債務（1年内返済予定のリース債務含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 412,302千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、長崎県等において、賃貸用の土地等を所有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△3,259千円（賃貸収益は「売上高」に、賃貸費用は主として「売上原価」に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び連結決算日における時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時 価
30,787千円	781,505千円

(注) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づいております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 181円75銭
(2) 1株当たり当期純利益 3円72銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 本連結計算書類における金額及び株数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,747,185	流動負債	1,657,048
現金及び預金	695,576	支払手形	3,537
受取手形	60,190	買掛金	312,495
売掛金	358,570	短期借入金	1,201,000
商品及び製品	246,470	1年内返済予定の長期借入金	8,807
原材料及び貯蔵品	368,924	リース債務	6,640
その他	19,336	未払金	52,859
貸倒引当金	△1,884	未払法人税等	1,679
		賞与引当金	12,680
		その他	57,347
固定資産	1,478,738	固定負債	131,166
有形固定資産	946,938	長期借入金	69,253
建物	330,057	リース債務	4,701
構築物	23,301	繰延税金負債	55,770
機械及び装置	448,644	退職給付引当金	1,441
車両運搬具	455		
工具、器具及び備品	17,271		
土地	122,308		
リース資産	4,899		
無形固定資産	5,824	負債合計	1,788,215
リース資産	5,824	(純資産の部)	
		株主資本	1,410,346
投資その他の資産	525,976	資本金	500,000
投資有価証券	297,044	資本剰余金	67,876
関係会社株式	49,200	資本準備金	67,876
従業員長期貸付金	1,980	利益剰余金	846,629
破産更生債権等	55,577	利益準備金	115,200
前払年金費用	106,026	その他利益剰余金	731,429
その他	60,422	設備改善積立金	50,000
貸倒引当金	△44,276	配当準備積立金	120,000
		固定資産圧縮積立金	26,164
		別途積立金	440,000
		繰越利益剰余金	95,264
		自己株式	△4,158
		評価・換算差額等	27,362
		その他有価証券評価差額金	27,362
		純資産合計	1,437,708
資産合計	3,225,923	負債・純資産合計	3,225,923

損益計算書

(平成27年10月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,732,532
売 上 原 価		1,515,369
売 上 総 利 益		217,162
販売費及び一般管理費		203,553
営 業 利 益		13,609
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,810	
そ の 他	1,963	5,774
営業外費用		
支 払 利 息	5,940	5,940
経 常 利 益		13,443
特別損失		
固定資産除却損	724	724
税引前当期純利益		12,719
法人税、住民税及び事業税	379	
法人税等調整額	△ 2,995	△ 2,616
当 期 純 利 益		15,335

株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金					利 益 剰 余 金 合 計
					設 備 改 善 積 立 金	配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	500,000	67,876	67,876	115,200	50,000	120,000	27,053	440,000	79,039	831,293
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩し							△ 888		888	—
当 期 純 利 益									15,335	15,335
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 888	—	16,224	15,335
当 期 末 残 高	500,000	67,876	67,876	115,200	50,000	120,000	26,164	440,000	95,264	846,629

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 3,980	1,395,188	80,946	80,946	1,476,134
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮 積立金の取崩し		—			—
当 期 純 利 益		15,335			15,335
自己株式の取得	△ 177	△ 177			△ 177
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 53,584	△ 53,584	△ 53,584
事業年度中の変動額合計	△ 177	15,158	△ 53,584	△ 53,584	△ 38,426
当 期 末 残 高	△ 4,158	1,410,346	27,362	27,362	1,437,708

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法で処理し、売却原価は総平均法により算定）
 - 時価のないもの 総平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 製品・商品・原材料・貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 製粉事業に係る建物・機械装置については定額法、その他の有形固定資産は、定率法を採用しております。
 - リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- (5) その他計算書類の作成のための重要な事項
- 1. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) 決算日の変更に関する事項
- 当社は決算日を9月30日としておりましたが、親会社である日本製粉株式会

社の決算期に統一することにより、効率的な連結事業運営を推進するため、決算日を3月31日に変更しております。この変更に伴い、当事業年度につきましては、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの6ヶ月間となっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保提供資産	
建物	329,471千円
構築物	23,301千円
機械及び装置	448,599千円
土地	91,516千円
投資有価証券	5,150千円
計	898,039千円
担保に係る債務	
短期借入金	450,000千円
長期借入金(注)	78,060千円
合計	528,060千円

(注) 長期借入金の中には、1年内返済予定額が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,047,445千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	92,941千円
短期金銭債務	59,709千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	503,370千円
仕入高	42,810千円
販売費及び一般管理費	2,846千円
営業取引以外の取引高	170千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	前期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	44,199株	2,265株	一株	46,464株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,265株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	14,159千円
未払事業税・事業所税	934千円
賞与引当金	3,891千円
その他の	1,913千円
繰延税金資産(小計)	20,898千円
評価性引当額	△20,898千円
繰延税金資産(合計)	—千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	32,295千円
固定資産圧縮積立金	11,490千円
その他有価証券評価差額金	11,985千円
繰延税金負債(合計)	55,770千円
繰延税金負債純額	55,770千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額が2,926千円、法人税等調整額が1,993千円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が932千円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	日本製粉㈱	被所有 直接 51.2%	-	資金の 借入 製品・ 原料の 仕入 販売 (注1)	資金の借入 支払利息 製品・原料 の仕入 製品・原料 の販売	50,000 170 39,859 313,919	短期 借入金 買掛金 売掛金	50,000 8,193 4,806

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①製品・原料の仕入・販売については、当社の見積価格及び市場価格を勘案し都度協議の上決定し契約書に基づいて取引を行っております。
- ②資金の借入については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
なお、投資有価証券 5,150 千円を借入に対する担保として差し入れております。

2. 取引金額は消費税等抜きで、科目の残高は消費税等込みで記載しております。

(2)子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱大江商店	所有 直接 100%	兼任 3名	製品・ 商品の 販売 (注1)	製品・商品 の販売	188,415	売掛金	70,087

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 製品・商品の販売については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額は消費税等抜きで、科目の残高は消費税等込みで記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 144円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円54銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類における金額及び株数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

東福製粉株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寶野裕昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷博之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東福製粉株式会社の平成27年10月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東福製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 騰本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

東福製粉株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寶野裕昭[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷博之[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東福製粉株式会社の平成27年10月1日から平成28年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118号第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118号第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、

計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

東福製粉株式会社 監査役会

常勤監査役	中路 節	㊟
社外監査役	浅田 晃洋	㊟
社外監査役	柴田 浩希	㊟
監査役	浜岡 淳一	㊟

以上